

令和3年度 第2回安城市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時	令和4年2月3日(木) 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	安城市役所本庁舎 第10会議室
出席者	<p>(被保険者代表委員) 野々山 典久 柴田 茂博 太田 良子 土屋 繁光 都築 秀行</p> <p>(保険医等代表委員) 度会 正人 渡部 圭一朗 武光 哲志 大場 洋 鳥居 和佳子</p> <p>(公益代表委員) 杉浦 秀昭 寺田 覚 柴田 綾乃 早川 加代子 筒木 麻三子</p> <p>(被用者保険等保険者代表委員) 伊藤 恵司 後藤 教仁</p> <p>(市側出席者) 市長 福祉部長 福祉部次長 福祉部国保年金課長 福祉部国保年金国保係長兼務課長補佐岡田 福祉部国保年金課国保係主査内藤 福祉部国保年金課国保係主査大村 福祉部国保年金課国保係主事谷澤 福祉部国保年金課国保係主事宮田 福祉部国保年金課国保係主事補金澤</p>
議題	<p>1 令和4年度安城市国民健康保険税の税率について(答申)</p> <p>2 令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計予算(案)について</p> <p>3 令和4年度における国民健康保険税の制度改正について</p>
会議内容	
司会(内藤)	<p>みなさま、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます国保年金課国保係の内藤でございます。よろしくお願いいたします。会議に当たりまして、みなさまにお願いします。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきました資料をお持ちでない方はお申し出ください。机上には、新型コロナウイルス感染症の感</p>

染拡大防止を啓発するためのマスクとマスクケースを配布させていただきました。今後とも適切な感染防止対策をお心がけてくださいますようお願いいたします。以後の進行は、着座にて失礼します。

なお、本日は市民参加条例に基づき、傍聴される方がお見えになりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

また、本日は会議の開催形式を一部変更しまして、度会正人委員、渡部圭一朗委員、武光哲志委員、大場洋委員、伊藤恵司委員、後藤教仁委員はウェブ会議システムでの出席になります。出席予定の野々山委員につきましては、只今確認しているため、お待ちいただきます。安城市国民健康保険運営協議会規則に定める要件の「委員定数の半数以上の出席及び各代表の委員それぞれ1名以上が出席すること」を充たしておりますので、本日の協議会は成立することをご報告いたします。

また、会議録につきましては、市公式ウェブサイトで公開をしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和3年度第2回安城市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それでは、次第の「1 あいさつ」でございます。はじめに、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

みなさん、こんにちは。本日は、ご多用の中、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

委員のみなさまにおかれましては、日頃から、本市の福祉行政を初め、市政に対しまして深いご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、医療関係者のみなさまのご努力や、多くの市民のご協力に関しまして、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。ご承知の通り、私たちは今新型コロナウイルス感染症の第6波の渦中に置かれています。市内では1日あたり100人を超す感染者の確認が続くこともしばしばとなりましたが、昨日の中日新聞で報道されておりました116人は、その半数以上の61人が小中学校の児童、生徒でした。このほか、こども園や幼稚園、保育園でも、乳幼児の感染が続いており、クラス閉鎖、学年閉鎖が行われる学校や保育施設が増えてまいりました。今回のオミクロン株は子どもに感染しやすいという特徴があり、そのため子ども達と接する機会の多い教職員や保育士への感染が目立ちます。また、子どもを介しての家庭内感染も増えてきているという状況もあります。オミクロン株は感染しても重篤化の可能性は低いとされていますが、それでも感染力は極めて高いので、感染が広まればワクチン未接種者、基礎疾患を持つ人、高齢者など、重篤化しやすい人たちへの影響が懸念されます。残念ながら安城市役所でも既に職員自身が感染し、あるいは家族の感染による濃厚接触者になるなど、7日間の隔離に入ってしまった職員が徐々に増えてきており、各部署の仕事が今後順調に回っていくかが心配されます。職員にはくれぐれも感染予防を心がけるように注意しておりますが、ご出席のみなさまもお気を付けください。

本日は、先に文書により諮問いたしました、令和4年度の国民健康保険税の税率につきまして、答申をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。答申の内容を受けまして、来年度の税率改正を進めてまいりたいと思っております。コロナ禍で先の見通せない状況

	<p>が続いておりますが、今後も、国民健康保険の財政運営の責任主体である愛知県とともに、健全で安定的な国民健康保険事業を進めてまいります。</p> <p>最後になりますが、令和4年、本市は市制施行70周年を迎えます。この70周年という記念すべき節目を、SDGsの「誰一人取り残さない」の理念のもと、『ともにかなえる』をテーマに、誰もが活躍できる機会の創出を図ってまいります。特に本市の目指す健康都市と、世界共通の持続可能な開発目標SDGsとは、目指すゴールが同一ととらえまして、健康がSDGsとして市民が健やかで幸せに暮らせる事業に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>国民健康保険の被保険者のみなさまの健康維持と、安心して医療サービスが受けられますよう、今後とも国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいります。みなさま方の安城市の国保運営に対しての、変わらぬご協力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。</p>
司会（内藤）	<p>続きまして、杉浦会長よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくごお願いいたします。</p>
杉浦会長	<p>みなさん、こんにちは。会長の杉浦秀昭です。本日は、公私ともにお忙しい中、令和3年度第2回安城市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、委員のみなさまにおかれましては、種々ご苦勞をされ、感染防止に様々な取り組みをされていることと思っております。未だ感染の収束が見通せない状況での、運営協議会の開催となってしまいましたが、感染症対策を実施したうえでの開催になりましたので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>さて、今回の運営協議会では、事前に文書において諮問のありました、令和4年度の国民健康保険税の税率につきまして、答申をすることとなりますので、よろしくご願います。</p> <p>また、令和4年度の予算案、国民健康保険税の制度改正、国民健康保険データヘルス計画の進捗状況のご報告がございます。それぞれ事務局から説明がありますので、その内容をご審議いただきたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、委員みなさまの活発なご意見、ご提案により、この運営協議会が有意義なものとなることを祈念し、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
司会（内藤）	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、市長は他の公務のため、ここで退席いたします。よろしくご願いたします。</p>
市長	<p>よろしくご願申し上げます。</p> <p>【市長 退席】</p>
司会（内藤）	<p>それでは議題に入ります。議事の取り回しは、協議会規則に基づき杉浦会長にご願いたします。</p>

	<p>たします。</p>
杉浦会長	<p>はい。それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、本日の協議会の議事録にご署名いただく委員を指名します。被保険者代表、都築秀行委員、保険医等代表、鳥居和佳子委員にお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議題1「令和4年度安城市国民健康保険税の税率について」事務局の説明を求めます。</p>
土屋課長	<p>はい、会長。</p>
杉浦会長	<p>はい、国保年金課長。</p>
土屋課長	<p>国保年金課長の土屋です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>「令和4年度安城市国民健康保険税の税率について」説明させていただきます。説明は着座にて失礼いたします。お手元の資料1をご覧ください。資料の右肩にページが表示されていますので、それに沿って説明いたします。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。こちらの図は、平成30年度の県単位化後の愛知県、市町村、国保加入者である被保険者の関係を表したものです。図の左側の国民健康保険税の賦課、納税に関する流れですが、赤い点線の中にありますように、愛知県は国民健康保険の運営に必要な財源として、市町村が県に納めるべき納付金、及び必要な税収を得るための標準保険料率を市町村ごとに提示します。各市町村は、県から示された納付金を納めるとともに、標準保険料率を参考に保険税率を決定します。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。納付金の算定及び税率算定において、一番重要となるものが、県全体としての来年度の保険給付費、いわゆる自己負担分を除く医療費が、どの程度必要になるのかということになります。保険給付費については、今年度の税率の元となりました令和3年度と、来年度の税率の元となる令和4年度を比較しますと、4,132億円余から4,180億円余へ、プラス1.18%、48億5千万円余の増額と見込んでいます。この保険給付費は、過去2年間の実績値と伸び率により推計されますが、令和2年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響を除いた数値に置き換えた推計としています。以上を踏まえ、県内各市町村からの納付金の総額は、激変緩和措置の適用後の令和4年度欄になりますが、1,962億3千万円余で35億6千万円余の現年度より増加しています。</p> <p>3 ページ目をご覧ください。令和4年度安城市が、県へ納める納付金については、令和4年度欄の45億5千万円余となり、今年度の令和3年度欄と比較すると、0.31%の増となる1千3百万円余の増額となっております。来年度の納付金を踏まえ、県が示した標準保険料率は下の表のとおりとなります。</p> <p>4 ページ目をご覧ください。それでは、令和4年度国民健康保険税の税率について説明します。まず、税率の考え方といたしまして、県が示す標準保険料率を採用するとともに、均等割と平等割については、百円単位といたします。来年度の税率改正案は、中央の表のとおりとなります。カッコ内の数字につきましては、現行税率との比較でございます。</p> <p>表を縦に見ていただきますと、医療分については所得割、均等割、平等割の全てにおい</p>

て増加増額し、後期高齢者医療支援分となる後期分は所得割、均等割、平等割の全てにおいて減少減額になります。介護保険料となる介護分は、所得割、均等割において増加増額、平等割は減額となります。所得割は所得金額に対して、均等割は被保険者一人あたりに対して、平等割は一世帯当たりに対しての課税となります。また、医療分、後期分はすべての被保険者が課税対象ですが、介護分につきましては、40歳から64歳の被保険者のみ課税対象となります。医療分、後期分、介護分の合計といたしましては、所得割及び均等割は、今年度より増加し、平等割は減少する結果となります。

5ページ目をご覧ください。税率だけでは、どの程度の負担になるのかがわかりにくい  
ため、被保険者1人あたりの平均課税額にて税額比較をいたしました。現行税率におきま  
しては、一人あたり102,152円に対しまして、改正案の税率では103,985円  
となり、1.79%の増となり、平均で1,833円、月額およそ150円の増額の負担  
となります。これは、愛知県が保険給付費の増加等から、被保険者一人あたりの納付金が  
大幅に増加することに対しまして、決算剰余金を活用し税額の負担を抑制した結果でござ  
います。

6ページ目をご覧ください。参考に今後のスケジュールを示させていただいておりま  
す。市の列を見ていただくと、本日2月3日に第2回国民健康保険運営協議会を開催し、  
税率についての答申をいただくこととなります。答申を受けた後、3月議会において、税  
率改正に伴う国民健康保険税条例の改正を行います。説明は以上でございます。

杉浦会長

説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。  
ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

杉浦会長

特にご意見が無いようですので、協議会としての答申の取りまとめに入ります。

土屋課長

はい。今から事務局（案）をお配りします。オンライン参加の委員のみなさまは、資料  
4ページ中段の令和4年度国民健康保険税（案）を事務局案としておりますのでご覧くだ  
さい。

**【各委員に案を配布】**

杉浦会長

答申（案）につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。  
特にご意見もないようですので、答申（案）のとおりでご異議ございませんでしょうか。

杉浦会長

このように決めさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。  
それでは、答申の準備に入ります。しばらくお待ちください。

**【答申書の作成】**

杉浦会長

答申書ができましたので、これより答申を行います。令和4年1月27日付け3国年第  
239号で諮問のありました令和4年度安城市国民健康保険税の税率について、下表のと

	<p>おり答申します。</p>
原田部長	<p>【答申書を受け取る】</p>
杉浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議題2「令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
岡田係長	<p>はい。</p>
杉浦会長	<p>はい、岡田係長。</p>
岡田係長	<p>国保係の岡田と申します。『令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について』を説明させていただきます。資料番号2としてA3サイズの横長のものとA4サイズの資料2（解説）が資料となります。それではA3横長の資料をご覧ください。説明は着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、令和4年度予算案に先立ちまして、まず令和3年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて、説明させていただきます。</p> <p>はじめに歳入についてご説明いたします。資料は左側が歳入で右側が歳出になっております。令和3年度歳入の決算見込みは、左側の表の中央の列になります。</p> <p>上から、国税になりませんが、国民健康保険税の税率につきましては、平成30年度からの都道府県を財政運営の責任主体とする県単位化に伴い、愛知県の示す標準保険料率を採用し、税率を改正しております。収納率の見込みとしては、ほぼ横ばいであると見込んでおりますが、被保険者数やその方々の所得の減少により、前年度決算より1億4千万円ほど少ない33億2千万円余りの決算見込みとしております。</p> <p>次に、国庫支出金は、主に新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免の補助金として9百万円余を災害臨時特例補助金として見込んでいます。</p> <p>次に、県支出金は、保険給付費分の支払いに充てる役割の普通交付金と4つの特別交付金に分けられます。普通交付金は、保険給付費の支払見込額の増加に伴い、前年度より8%程度増加の93億4千3百万円余を見込んでいます。</p> <p>また、特別交付金としましては、保険者の保健事業など個別事業に対する国が示す評価に応じて交付される保険者努力支援分を6千4百万円余、各自治体の特別な事情を考慮して交付される国特別調整交付金分を5千7百万円余、医療費適正化等の取組みに対する愛知県の評価に応じて交付される県繰入金2号分を1億6千7百万円余、特定健診の受診状況に応じて交付される特定健診負担金分を4千1百万円余で、特別交付金としては、3億2千9百万円余、県支出金としては、96億7千3百万円余を見込んでいます。</p> <p>次に、国保連合会からの保健事業に対する助成金として40万円を見込んでいます。</p> <p>次に、一般会計からの繰入金につきましては、法令に基づくものなど国保事業の運営のために一般会計から繰り入れるものですが、赤字を補填する目的のための法定外繰入れは行っておりません。繰入金の総額として、10億7千万円余を見込んでいます。</p> <p>最後に繰越金につきましては、前年度の歳入、歳出の差分15億5千万円余としていま</p>

す。令和3年度の歳入総額は、156億8千万円余の見込みです。

次に、右側の表の歳出についてご説明いたします。

まず、表の中央の列の上から、総務費は、事務費になりますが、前年度より約百万円減少し、1億6千万円余を見込んでいます。

次に、保険給付費は、総額93億9千万円余で、医療費の増加により令和2年度より約8%増加する見込みです。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度より4千万余減額の45億4千万円余を見込んでいます。

次に、保健事業費等の特定健診等ですが、40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査や、特定保健指導を実施するための費用で、前年度よりやや増額の1億3千万円余となる見込みです。

次に、保健事業費は、20歳から39歳の方を対象とする健診や、糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知などの費用ですが、前年度より増加し1千6百万円余となる見込みです。

次に、基金積立金は、国民健康保険の事業運営のための基金を設置しておりますが、利息分として57万円余を見込んでいます。

次に、諸支出金ですが、主に国民健康保険税の還付金として1千4百万円余を見込んでいます。歳出は全体で142億7千百万円余となる見込みです。単年度収支は、1億5千万円余のマイナスとなる見込みです。以上が令和3年度決算見込みでございます。

続きまして、令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算について、主な部分を説明させていただきます。こちらの当初予算案ですが、記載の金額は、予算スケジュールの都合上、愛知県が算出した仮算定の結果により作成されています。

まず、歳入につきまして、説明させていただきます。国民健康保険税は、34億9千万円余としております。

次に、県支出金につきましては、保険給付費相当分として普通交付金が89億7万円余、保険者努力支援分など特別交付金として2億7千万円余を見込んでおり、県支出金としましては92億4千万円余を見込んでいます。

次に、一般会計繰入金としましては、前年度からやや増額の11億円余を見込んでいます。令和4年度の歳入総額は、141億8千1百万円の見込みです。

次に、歳出について説明させていただきます。総務費は、前年度当初予算より増加し、1億9千万円余としております。

次に、保険給付費は、前年度当初予算より増加し、総額90億円余としております。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、県の示した納付金の額である約47億円余を見込んでおります。

次に、保健事業費等の特定健診等は、前年度当初予算とほぼ同額の1億5千万円余を見込んでいます。

次に、保健事業費は、前年度より減少し、2千2百万円余としております。

最後に、諸支出金としましては国保税の還付金、前年度交付分の精算等に伴う返納金として計2千万円余を計上しております。歳出総額につきましては、歳入と同額の141億8千1百万円としております。以上、繰り返しになりますが、令和4年度の当初予算は、仮算定に基づき計上するため、愛知県の示す本算定結果により、歳出予算の国民健康保険事

	<p>業費納付金と先ほど答申をいただきました国民健康保険税の税率に基づく歳入予算の国保税現年分がそれぞれ1億4千万円程度減額となる見込みですが、これらの変更は補正予算として計上する予定です。予算につきましての説明は以上でございます。</p>
杉浦会長	<p>それでは、ただいまから質疑に入ります。 何かご意見やご質問がございましたら、お願いします。</p>
柴田委員	<p>はい。</p>
杉浦会長	<p>はい、柴田委員。</p>
柴田委員	<p>令和4年度当初予算の現年分の金額について質問ですが、年々減っているのになぜ令和4年度が増えているかの根拠は何ですか。</p>
杉浦会長	<p>答弁願います。</p>
岡田係長	<p>はい。令和4年度の当初予算の国保税現年分につきまして、予算が増額している理由を説明させていただきます。先ほどの説明の中でわかりにくくて大変恐縮ではございましたが、こちらの当初予算に計上されている金額につきましては、愛知県が算定をする仮の算定の金額の時点での予算額となっております。今年度の仮の算定の結果は、今回答申をいただいた本算定に比べてかなり高い数字になっておりましたので、それにあわせて国保税の当初予算は高く計上しております。歳入の国保税と相對しまして、歳出予算の国民健康保険事業費納付金、中段になります。こちら当初予算では47億263万1千円ということで、こちらが仮算定で安城市が納付しなければならない金額でございました。ですが、本算定の結果により45億5755万1736円に、1億4千万円程度減額になっております。このことから、歳入の国民健康保険税の現年分と歳出の国民健康保険事業費納付金はそれぞれ本算定の結果により1億4千万円程度減額になります。当初予算で減額をした金額を計上すればよろしいのですが、市の予算スケジュールの都合上、仮の算定で計算をした結果を計上しております。実際の本算定の結果に合わせた補正を別に補正予算として計上する予定でございます。以上でございます。</p>
杉浦会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
柴田委員	<p>はい。</p>
杉浦会長	<p>他には。 はい。特に質問もないようですので、議題2「令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」は、了承することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>



杉浦会長	<p>異議なしと認めます。議題2につきましては了承されました。</p> <p>続きまして、議題3「令和4年度における国民健康保険税の制度改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
谷澤主事	<p>国保係の谷澤と申します。よろしく申し上げます。令和4年度における国民健康保険税の改正について説明させていただきます。資料の3をご覧ください。</p> <p>なお、説明は着座にて失礼させていただきます。</p> <p>はじめに、趣旨でございます。令和3年12月24日付けで「令和4年度税制改正大綱」が定められ、その中に、国保税における負担の公平性を図るため、「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。</p> <p>また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分の均等割が軽減されます。今後、どちらも令和4年4月に地方税法及び地方税法施行令が施行される見込みです。安城市としても、国が定めるとおりの改正を行う予定です。</p> <p>続きまして、課税限度額の引上げについてご説明いたします。課税限度額とは、1世帯に課税される上限の金額のことです。国保税の税率は、医療分、後期分、介護分の3つの区分の合算額で、この区分ごとに限度額が設定されています。(1) 課税限度額の改正案につきましては、医療分は2万円の引き上げ、後期分は1万円の引き上げとなり、合計で99万円から102万円に引き上げられます。</p> <p>続きまして、(2) 改正による影響でございます。1月20日現在の国保加入世帯で試算をしています。影響といたしましては、医療分の超過世帯数は13世帯減少し、増加額は約517万円となる見込みです。そして、後期分の超過世帯数は65世帯減少し、増加額は約613万円となる見込みです。</p> <p>続きまして、(3) 該当世帯の例でございます。こちらは3人世帯の場合で説明をさせていただきます。医療分は、所得1,135万円から1,176万円と約41万円上がっております。後期分は、所得657万円から700万円と約43万円上がっております。</p> <p>続きまして、未就学児分の均等割軽減についてご説明いたします。これは、令和4年度分以降の国民健康保険税から未就学児分の均等割を5割軽減するものです。(1) 未就学児分の均等割軽減の改正案につきましては、医療分は10,400円が軽減、後期分は4,850円が軽減されます。介護分は40歳から64歳までの人が対象なので軽減はありません。</p> <p>なお、7割・5割・2割の軽減措置がかかる場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。</p> <p>続きまして、(2) 改正による影響でございます。こちらも1月20日現在の国保加入世帯で試算をしています。影響といたしましては、医療分の該当世帯数は727世帯が該当し、減少額は約693万円となる見込みです。そして、後期分の該当世帯数も同じく727世帯が該当し、減少額は約303万円となる見込みです。</p> <p>続きまして、(3) 該当世帯の例でございます。1つ目の例として、4人世帯で未就学児が2人の場合、2人分の医療分と後期分の均等割が5割軽減されます。</p> <p>2つ目の例として、同じ世帯構成で所得が低いことにより7割軽減されている場合、残りの3割の半分が軽減されることとなります。説明は以上ですが、安城市では令和4年度に法定どおり賦課限度額の引上げ及び未就学児分の均等割軽減を行ってまいります。改</p>

	<p>正の時期につきましては、未就学児分の均等割軽減は3月議会に条例改正案を上程済み、賦課限度額の引上げは6月議会での条例改正案の上程を予定しております。よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p>
杉浦会長	<p>それでは、ただいまから質疑に入ります。何かご意見やご質問がございましたら、お願いします。</p>
杉浦会長	<p>はい、特にご質問も無いようですので、議題3「令和4年度における国民健康保険税の制度改正について」は、了承することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
杉浦会長	<p>異議なしと認めます。議題3につきましては了承することに決まりました。以上をもちまして議事を終了します。ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。</p>
司会（内藤）	<p>続きまして「3 報告事項」に入ります。「安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について」事務局からご説明いたします。</p>
大村主査	<p>国保年金課国保係の大村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私からは、「安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について」のご報告をさせていただきます。始めに、データヘルス計画の概要をご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以降の説明は、着座にて失礼いたします。</p> <p>まず、事前にお送りさせていただきました資料の確認ですが、右肩に「資料4」と書かれた資料と「安城市国民健康保険データヘルス計画進捗状況報告」と書かれたパワーポイントの資料と2つございます。「資料4」は、データヘルス計画の令和元年度、2年度の実績と令和3年度の進捗状況をまとめたもので、パワーポイントの資料は、「資料4」のうち本日ご説明させていただく主な内容をまとめたものです。本日は、このパワーポイントの資料に沿ってご説明させていただきます。</p> <p>それではパワーポイントの資料の1ページです。現在の安城市国民健康保険データヘルス計画は、平成30年3月に策定をいたしました。計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間です。</p> <p>続いて資料の2ページです。データヘルス計画とは、保健事業の全体計画として、特定健康診査やレセプトのデータ分析により明らかにした健康課題に対し、複数年にわたってどのように対応していくかを定めるものです。本協議会にて安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況をご報告させていただきます。</p> <p>資料の3ページです。計画の体系としましては、『健幸』と『安心』を支えあうみんなの『保健』という基本理念の基に2つの基本方針を立て、更にこの基本方針を基に、AからDの、4つの事業方針を定めています。</p> <p>資料の4ページです。データヘルス計画では、この4つの事業方針を踏まえ、資料にあ</p>

りますとおり、12の対応事業を策定しています。お手元の「資料4」では、12の事業の進捗について報告させていただいていますが、本日は、昨年度と比べその取り組みに変更があったものなどをご説明させていただきます。

まず、事業方針Aの中からは、「特定健康診査」と「特定健康診査受診勧奨」、「早期介入健診事業」について、進捗状況をご報告させていただきます。

資料の6ページです。こちらは、お手元の「資料4」の抜粋です。事業ごとに、実施量と成果の、2つの視点で評価を行います。

続いて、パワーポイントの資料の7ページをご覧ください。まず始めに、安城市の特定健診受診率は、平成27年度から令和元年度にかけて、受診率が44.7%から47.3%へと上昇傾向にあったものの、令和2年度においては44.3%と令和元年度と比較し3%減少という結果になりました。愛知県内全体においても、健診受診率は4.7%減少しています。安城市の令和2年度特定健診受診率の目標値は52%だったため、7.7%少ない結果となっています。

続いて8ページですが、こちらは健診受診者数の月ごとの推移を表したグラフです。例年、受診勧奨ハガキを送付した翌月頃から受診者が増える傾向があります。令和3年度の11月受診分以降は、特定健診の実施機関からの報告が、まだ届いていない分もありますので、正確な受診者数は分かっておりませんが、11月下旬に受診勧奨通知を送付しておりますので、受診者数が伸びることを期待しております。受診者数が減少してしまった要因としては、新型コロナウイルス感染症予防のため、受診を控えた方が多かったのではないかと考えられます。受診勧奨通知に新型コロナウイルス感染症予防のため健診を控えている方に向けて、健診を受けないと自覚症状が無いまま生活習慣病が進行する場合もあることや、生活習慣病の疾患も新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの一つであること、また、ホームページにて医療機関では換気や消毒でしっかり感染予防対策を実施していることなどを伝え、安心して健診を受診してもらえるよう健診受診の必要性の周知に努めているところであります。令和5年度までに受診率を60%まで向上させることを目標としておりますので、より効果的な勧奨を実施してまいります。

続いて9ページです。事業方針A-2の特定健診の受診勧奨についてです。今年度は、昨年度実施したタイプ別受診勧奨通知に加え受診勧奨ハガキの送付を追加し、年2回の受診勧奨を実施しています。まずは7月に受診勧奨ハガキを送付しました。

続いて10ページ、11ページです。11月には、タイプ別受診勧奨通知を健診未受診者全員に6タイプに分類し発送しました。健診データが出揃った年度末に受診者数の推移を確認し、その効果を検証します。実績については、来年度の運営協議会にてご報告させていただきます。

続いて資料の12ページ、13ページです。こちらは、事業方針A-3の「早期介入健診事業」として行っております、スマホ de ドックというものになります。こちらは、インターネットを活用した郵送型の血液検査を受けられるものですが、12月末時点で前年の申込率と同じくらいとなっています。こちらも11月下旬にも再勧奨ハガキを送付しておりますので、申込率は前年度を上回る見込みです。

続きまして、事業方針B、「健康づくりに取り組めるしかけづくり」の1の特定保健指導についてご報告させていただきます。資料は14ページ、15ページをご覧ください。本日は、特定保健指導の実施率の推移等につきまして、ご説明をさせていただきます。

	<p>15ページのグラフは、過去6年間の特定保健指導実施率の推移を表したグラフです。安城市の特定保健指導実施率は、令和元年度から令和2年度にかけて、14.6%から17.1%へと、2.5%増加しております。しかし、愛知県内全体の実施率より下回る結果となりました。令和元年度に実施率が落ち込んだものの、令和2年度から未利用者へ文書による再勧奨を始めており、効果が出たものと考えられるため、引き続き実施してまいります。</p> <p>続いて、事業方針C、重症化予防につきましては、資料4の4ページにも記載をしておりますが、事業は問題なく進捗しております。また、パワーポイント資料につきましては16ページから19ページまで記載がございますことをご紹介しますことができます。</p> <p>最後に、資料の20ページでございます。事業方針D「医療費等の負担が少ない受診方法等の啓発」に関するご報告をさせていただきます。本日は、事業方針D-1からジェネリック医薬品等の啓発について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>続いて資料の21ページです。こちらが令和2年10月から令和3年9月までの、数量ベースで算出した、後発医薬品の利用率の推移を表したグラフです。令和2年度の利用率目標値78.5%に対し、令和3年3月診療分の実績は76.2%に留まっています。</p> <p>続いて資料の22ページです。こちらは、愛知県内の後発医薬品使用割合を表したグラフです。安城市の利用率は県内平均よりやや低くなっています。</p> <p>最後に資料の23ページです。ジェネリック医薬品の啓発についてですが、こちらは広報あじょう12月号の折込チラシです。今後も、広報折込チラシなどを用いて、ジェネリック医薬品について広く市民に啓発していきますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。以上で、データヘルス計画進捗状況についてのご報告を終わります。今年度の事業につきましては、現時点ではまだ数値が出ていないものが多くございますので、来年度の運営協議会にて令和3年度の実績値の報告をさせていただきます。今後もデータヘルス計画に対してご意見を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。</p>
司会（内藤）	<p>説明が終わりました。何かご意見やご質問などございませんか。 よろしいでしょうか。 続きまして、次第の「4 その他」でございます。</p>
岡田係長	<p>次回、運営協議会は8月4日（木）午後1時30分からの開催予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
司会（内藤）	<p>その他、全体を通じまして、何かご意見やご質問などございませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、長時間に渡り、ご審議いただき、どうもありがとうございました。最後に福祉部長の原田からお礼の言葉を申し上げます。</p>
原田部長	<p>福祉部長の原田でございます。みなさま、議題につきまして慎重にご審議いただき、どうもありがとうございました。 また、急な会議方式の変更に関わらずご対応いただきありがとうございました。</p>

司会（内藤）	<p>本日いただきました答申を受けまして、国民健康保険税の税率の改正手続きを進めてまいります。今後とも国民健康保険事業について適正な運営を行ってまいりますので、委員のみなさまにおきましてはご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回安城市国民健康保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>オンラインでの出席委員のみなさまもご退席くださいますようお願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
--------	--